

議案第 30 号

財産の取得について（中津局移動通信用無線設備）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求める。

平成 22 年 3 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

- 1 財産の内容 中津局移動通信用無線設備 一式
- 2 相手方 広島市中区大手町四丁目 1 番 8 号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 中国支社
支社長 井 手 明 子
- 3 取得価格 9,742,687 円
(うち消費税及び地方消費税の額 463,937 円)
- 4 取得目的 携帯電話等エリア整備事業に係る中津局整備のため